

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 税政課

法令名	佐賀県証紙代金収納計器取扱規則		法令番号	昭和 4 6 年規則第 6 7 号					
手続名	収納計器の指定		根拠条項	第 8 条					
審査基準	<p>申請に係る証紙代金収納計器が次に掲げる要件を全て満たすときに指定することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正常かつ円滑な押印業務を行うに足りる性能を有すること。</li> <li>2 保守・修理業務を速やかに実施しうる体制が完備していること（緊急時を含む。）。</li> <li>3 押印業務以外の目的に使用されるおそれのないこと。</li> </ol>								
	受付機関	佐賀県税事務所	処理機関	佐賀県税事務所	交付機関	佐賀県税事務所	標準処理期間	1 4 日	目次
						標準経由期間	日	No.	